

令和2年4月

大治町農業委員会
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 2年4月21日(火)
午前10時00分～午前10時45分
- 2 開催場所 大治町役場 第3会議室
- 3 出席者 12名
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事日程

①	鈴木國一	②	若山善之	③	八神一朗	④	山田恵子
⑤	吉田佐知枝	⑥	安井宗一	⑦	立松 稔	⑧	前田幹雄
⑨	横井久雄	⑩	吉田慎司	⑪	成田照幸	⑫	石川 隆

第1 議事録署名委員の指名

第2

報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の
専決処理について

報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の
専決処理について

- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 鈴木昌樹
事務局 水野 学
長谷川隼人

7 会議の概要

発言者	内容
事務局長	定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。 会議に先立ちまして、鈴木会長から一言あいさつを頂きます。 (あいさつ)
会長	
事務局長	

	<p>これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今から令和2年第4回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、4番 山田恵子委員、5番 吉田佐知枝委員を議事録署名者に指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p>
	<p>報告第8号、報告9号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明いたします。本日は、4条7件、5条13件です。</p> <p>次に、報告第8号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。</p> <p>番号1、 受付年月日 令和2年3月3日、処理年月日 令和2年3月13日、 土地の所在 西條城前田**番、地目 田、地積 130㎡、土地の所在 西條城前田**番、地目 田、地積 162㎡、届出者 *** 倉庫です。 現況については、東と北は宅地、西と南は道路です。</p> <p>番号2、 受付年月日 令和2年3月3日、処理年月日 令和2年3月13日、 土地の所在 西條大辻**番、地目 田、地積 647㎡、届出者 *** 2/3 ***1/3 駐車場です。 現況については、東は道路、西と北は宅地、南は宅地及び道路です。</p> <p>番号3、 受付年月日 令和2年3月5日、処理年月日 令和2年3月16日、 土地の所在 花常伊勢田**番、地目 畑、地積 81㎡、届出者 *** 自己住宅予定です。 現況については、東と西と南は宅地、北は道路です。</p>

番号4、

受付年月日 令和2年3月11日、処理年月日 令和2年3月19日、土地の所在 花常郷浦**番、地目 田、地積 269㎡、届出者*** 駐車場です。

現況については、東と西は田、北は宅地、南は道路です。

番号5、

受付年月日 令和2年3月25日、処理年月日 令和2年4月2日、土地の所在 長牧油**番、地目 田、地積 304㎡、届出者*** 駐車場です。

現況については、東は田、西は宅地、南は水路、北は道路です。

番号6、

受付年月日 令和2年3月27日、処理年月日 令和2年4月6日、土地の所在 三本木寒宿**番、地目 田、地積 375㎡、届出者*** 駐車場です。

現況については、東は宅地、西は駐車場、南と北は道路です。

番号7、

受付年月日 令和2年4月1日、処理年月日 令和2年4月9日、土地の所在 長牧向**番、地目 田、地積 420㎡、届出者*** 共同住宅です。

現況については、東は宅地、西は畑、南と北は道路です。

次に、報告第9号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、

受付年月日 令和2年3月6日、処理年月日 令和2年3月13日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧浦畑**番、地目 田、地積 527㎡、譲渡人***、土地の所在 長牧浦畑**番、地目 田、地積 306㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、分譲住宅建築予定です。

現況については、東と南は宅地、北は畑、西は道路です。

番号2、

受付年月日 令和2年3月11日、処理年月日 令和2年3月19日、権利の別 所有権、土地の所在 花常郷浦**番、地目 田、地積 330㎡、譲渡人 ***、譲受人 *** (株)、駐車場です。現況については、東は田、西と北は宅地、南は道路です。

番号3、

受付年月日 令和2年3月13日、処理年月日 令和2年3月23日、権利の別 所有権、土地の所在 北間島大道**番、地目 畑、地積 500㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、住宅建築予定です。現況については、東と西は宅地、南と北は道路です。

番号4、

受付年月日 令和2年3月13日、処理年月日 令和2年3月23日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子野割**番、地目 田、地積 697㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、駐車場です。

番号5、

受付年月日 令和2年3月13日、処理年月日 令和2年3月23日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子野割**番、地目 田、地積 654㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、駐車場です。現況については、番号4、番号5とも東と西は田、南は宅地、北は道路です。

番号6、

受付年月日 令和2年3月16日、処理年月日 令和2年3月26日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧中道**番、地目 田、地積 222㎡、譲渡人 *** 1/2 *** 1/2、譲受人 ***、住宅建築予定です。現況については、東と北は田、南は宅地、西は道路です。

番号7、

受付年月日 令和2年3月16日、処理年月日 令和2年3月26日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧浦畑79番3、地目 畑、地積 205㎡、譲渡人 (株)***、譲受人 ***、***、自己

住宅建築予定です。

現況については、東と西と南は田、北は道路です。

番号8、

受付年月日 令和2年3月16日、処理年月日 令和2年3月26日、権利の別 所有権、土地の所在 西條諏訪**番、地目 田、地積 133㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、住宅建築予定です。

現況については、東は道路、西は駐車場、南は畑、北は宅地です。

番号9、

受付年月日 令和2年3月19日、処理年月日 令和2年3月27日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧中道**番、地目 田、地積 609㎡、譲渡人 ***、譲受人 医療法人***、駐車場です。

現況については、東は田、西は宅地、南は道路、北は水路です。

番号10、

受付年月日 令和2年3月25日、処理年月日 令和2年4月2日、権利の別 使用貸借、土地の所在 三本木堅田**番、地目 田、地積 1258㎡、土地の所在 三本木堅田**番、地目 田、地積 467㎡、譲渡人 ***、***、譲受人 *** (株)、障害福祉サービス事業施設です。

現況については、**番 東と西は田、南は水路、北は道路 **番 東と南は道路、北は水路、西は田です。

番号11、

受付年月日 令和2年3月26日、処理年月日 令和2年4月2日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧中道**番地目 田、地積 172㎡、譲渡人 (株)***、譲受人 ***、分譲住宅建築予定です。

現況については、東は宅地、西と南は道路、北は田です。

番号12、

受付年月日 令和2年3月30日、処理年月日 令和2年4月6日、権利の別 所有権、土地の所在 三本木金久**番、地目 田、地積 240㎡、譲渡人 **** (遺言執行者 ***)、譲受人 **

	<p>*、***、***、***、駐車場です。 現況については、東と北は駐車場、南は水路、西は道路です。</p> <p>番号13、 受付年月日 令和2年3月30日、処理年月日 令和2年4月6日、 権利の別 所有権、土地の所在 三本木屋形**番、地目 畑、地積 4 5㎡、譲渡人 *** (遺言執行者 ***)、譲受人 ***、 ***、***、物置建築です。 現況については、東と西は宅地、南と北は宅地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び 意見のある方の発言を許可します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
会長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわた りまして、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちま して、本日の会議を閉じさせていただきます。 連絡事項の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>連絡事項でございますが、ここで事務局から農業委員会の法令遵 守の申し合わせ決議について、説明させていただきます。 資料をご覧ください。 資料には、昨年11月に行われました全国農業委員会会長代表 者集会における決議が載っております。内容としましては、過去1 年間において、全国の農業委員会の中で4件の不祥事があったこと を踏まえ、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」 を決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るものになり ます。 これを受けて、全国農業会議所から「農業委員会の法令遵守の申 し合わせ決議」の実施及び今後の対応についての依頼がありまし た。 農地転用手続きに係る不祥事が発生したことを踏まえ、全ての農 業委員会で公平・公正に職務を遂行し、綱紀の保持に努めるため、 農業委員会の総会において法令遵守の申し合わせ決議を実施する</p>

こととなっております。

本町の農業委員会においても、綱紀の保持に努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行います。

決議の内容については、事務局が朗読の上、説明にかえさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い理論観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員としての高い理論観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年4月21日
大治町農業委員会

ただ今の説明で、何か意見等はございますか。
特にないようですので、この決議について申し合わせてよろしいか。お諮りいたします。

(異議なし)

ご異議なしと認め、議題について申し合わせします。
続いて、連絡事項の説明を事務局に求めます。

その他の連絡事項でございますが、次回の総会は5月26日を予定しております。その際、4月分の農業委員会活動記録簿を持参いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

会長

事務局

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

鈴木 國一

(委 員)

山田 恵子

(委 員)

吉田 佐知枝